

第11回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和3年4月23日(金) 午前10時00分
- 2 場所 ビッググループ滝沢 小ホール
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 10 報告第 1号 第1回総務小委員会の報告について
 - 日程第 11 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第 12 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第 13 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

- 4 出席委員

農業委員	推進委員
1番委員 駿河 信一	井上 浩児
2番委員 太田 豊	鈴木 学
3番委員 新田 義修	
4番委員 佐藤 恵一郎	
5番委員 武田 美紀	
6番委員 高橋 敏彦	
7番委員 吉清水 秀明	
8番委員 大森 泰英	
9番委員 齊藤 新一	

- 5 欠席委員 なし

- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
〃	主任主査	細川 直樹
〃	主 査	高橋 昂希
〃	主 任	武田 裕雅

開会時刻 令和3年4月23日（金） 午前10時00分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員2名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、6番高橋敏彦委員と7番吉清水秀明委員を指名します。

書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第11回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年3月24日から令和3年4月23日までの報告をさせていただきます。議案書は2ページから3ページをご覧ください。

（第10回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番は、現在農地法第3条で借り受けている農地を、売買する案件となっております。

以上より、整理番号1番の案件については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、大森泰英農業委員、井上浩児推進委員、鈴木学推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは、私のほうから整理番号1番について、4月16日に大森農業委員と鈴木推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番の現地は、全体として広く農地として活用されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は9ページをご覧ください。

整理番号1番は、譲受人が道路を挟み隣接する土地を資材置場として使用していましたが、事業拡大により手狭となったことから、所有権移転による転用の申し出となります。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されますが、南側は市街化区域から連なる宅地であり、北側も宅地に接することから、集落接続により許可できるものと判断しました。

資金計画は、自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により、事業の確実性について確認しているところです。

整理番号2番は、借受人が現在中古自動車展示場を営む場所が宅地

開発を行うことになったため、近接する申請地を中古自動車展示場の移転先として活用するため、賃貸借による転用の申し出となります。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されますが、南側は都市計画道路を挟み市街化区域として住宅団地の造成が進められており、西側も宅地に接することから、集落接続により許可できるものと判断しました。

なお、資金計画ですが、今回の計画は移転補償に伴い代替の事業用地を開発業者により確保するものです。このことは、契約書の写し等により確認しており、事業の確実性については問題ないものと判断しております。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を、鈴木推進委員にお願いします。

鈴木推進委員 それでは私の方から議案第2号整理番号1番から2番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館より東へ約350メートルのところにあります。周囲の状況は、南側及び北側は宅地、東側は農地、西側は道路を挟み農地及び資材置場となっておりました。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、岩手県交通滝沢営業所から南東へ約500メートルのところにあります。

周囲の状況は、南側は都市計画道路を挟み住宅団地の造成が行われており、西側は宅地及び農地、北側は農地、東側は道路を挟み農地となっておりました。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 2件について第一種農地の一部の転用案件のようですが、一種農地をいかに守っていくかが、我々農業委員に対する使命であると思います。なぜ第一種農地を虫食い状態とするきっかけとしてしまうのか、お聞きします。

細川主任主査 確かに農業委員会、事務局はいかに農地を守っていくかということについては命題であると認識しています。今回の案件につきましては、申請にあたり、代替地の比較検討をしたところ、この農地のみが申請に値するものとなりました。また、庁内各課でも検討を重ねまして、都市計画法において、調整区域ではありますが、検討した結果やむを得ない、農振法についても外すことについてやむを得ないとの判断が示されたことから、今回の転用許可申請となったものです。そのうえ

で転用許可の例外規定等に従って確認を進めてまいりまして、一般基準及び立地基準におきましても不許可とする理由が見当たらないということから許可はやむを得ないと判断するところでございます。もちろん委員のご懸念の内容は私達も同じ思いを持っておりますので、引き続き転用受付の段階から基準を満たしているか厳しく審査をしたうえで判断してまいりますし、今回については許可はやむを得ないものとしてご審議いただいているところでもありますのでよろしくお願いいたします。

大森農業委員 許可やむを得ないというのは我々委員が判断することであって事務局が判断することではないと思いますが、どう思われますか。

細川主任主査 整理して言えてない部分があり大変失礼いたしました。事務局として審査受付している段階で許可基準に照らし合わせたものを審議していただいているものでありますので言い方について失礼がありましたこととお詫びして訂正させていただきます。

議長 大森委員よろしいでしょうか。今の説明でご理解願います。ほかに質疑ありますか。

駿河農業委員 整理番号2番の農地ですが、隣の農地に行くのに、この2番の農地を通りながら移動している可能性がかなりありますが、そういった状態についていかがだったでしょうか。

細川主任主査 こちらの農地につきまして位置図を見ていただきたいのですが、北側の一番奥の部分、1割ほど農地の出入りのための通路として分筆されておりまして、今回の転用対象は手前道路側の9割の部分となります。出入りについては問題ないものと思われます。

新田農業委員 先ほどの大森委員と同じ意見なのですが、整理番号1番の転用理由が事業拡大により手狭になったためのようなのですが、これがOKになると今後同じように事業拡大によりという理由で出てきた場合に一種農地の意味があまりなくなってしまうことを懸念しています。事業拡大により一種農地転用可能と判断された根拠をもう一度教えてください。

細川主任主査 元々道路を挟んだ西南側を資材置き場として利用している事業者さんからの計画に基づき事業拡大という申請ではありますが、実際、委員さんに現地を調査していただきましたが、南側については宅地の陰となっており、年間通じて敷地の3分の1程度しか東側から西側まで日が当たらないというところでもありました。この事業拡大は相手方の事業の効率性等も比較検討していただいたうえで、適地がここしかないという申請いただき、不許可相当の理由にあたるかどうか見当たらないと判断するところがありましたので、事業拡大についての内容を今回について認めたところでもあります。先ほどの大森委員の話にもありましたが、例えば一種農地の中で虫食いの適用外等となったところ

の周辺に隣接しているから転用したいということがあれば、その理由が適当かどうかを、そもそも転用に値するかどうかをしっかりと指導または相談を受けて、申請を受けられるかどうかについて審査基準にのっとった対応をしてまいりたいと思います。

新田農業委員 先方の都合はわかりました。農地をゾーニングするという意味で、農業委員会、あるいは事務局としてどういう説明をしたのかというところをお伺いします。滝沢市として、農地として守りこれからも農家の人に広域的に活用してもらいよりも、他産業の方が必要とされていることにお応えするようにも聞こえますので、農地を農業委員会や農業委員会事務局がどのように考えているか伺わせてください。

細川主任主査 こちらの案件は、一昨年ほど前から相談を受けていたようです。長年不耕作が続いており、低木等が茂ってきている状況であり、先ほどの日照的な農地の問題もありましたので、こちらの農地を耕作放棄地としていくことにより周りの農地に新たな支障をうみかねません。今回このような転用案件が出てまいりましたので、周りの農地への影響や辺縁部というか東側のみが農地に接しているという立地条件から、この農地につきましては、転用もやむを得ないのではないかとということです。相談に対して、個別具体的な検討した結果、この内容で申請を受け付けざるを得ないということで話が進んでいったという経緯がございます。

武田主任 補足説明させていただきます。この案件は2年ほど前から相談を受けております。事務の立場として、場所選定の際は、まず三種農地、二種農地、第一種農地と。検討した結果、なぜ駄目なのか、お金の問題だけでなく、立地条件や地権者の同意など、最終的にこの場所しかないということでした。受理するためには、当然関係する法律がありまして、農地法、農振法、都市計画法と大きく三つあります。この三つの法律が許可の見込みがありそうだと初めて申請を受け付けさせていただくこととなります。市役所の中でも検討した結果、やむなく受付せざるを得なかったという経緯です。

議長 新田委員よろしいでしょうか。ほかに質疑ありますか。

大森農業委員 私と井上推進委員、鈴木推進委員と現地調査してきましたが、私から見ると再生可能な土地に見えました。後ろ側の農地と一体化してあつせん等にすれぱうまく活用できる農地ではないかなと思って現地を見ました。そのあたり推進委員の方々はどのように見られましたか。

議長 暫時、休憩します。

(10時30分休憩)

(10時35分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
推進委員の現地報告については、すでに報告しているとおりのとおりとなります。今後の検討事項とさせていただきますと思います。

議長 暫時、休憩します。

(10時36分休憩)
(10時50分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手4名)

議長 可否同数であります。可否同数のため農業委員会等に関する法律第30条に基づき会長の決するところによります。私は賛成に投じます。

議長 挙手多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号6番及び8番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号6番は7番吉清水秀明委員が、整理番号8番は5番武田美紀委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号6番及び8番を審議し、次に整理番号1番から5番、次に7番、次に9番から24番までを一括審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号6番及び8番を審議し、次に整理番号1番から5番、次に7番、次に9番から24番までを一括審議することとします。本案件の整理番号6番につきましては、議事参与の制限があります、7番 吉清水秀明委員の退席を求めます。

(7番吉清水秀明委員 退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、整理番号6番について補足説明させていただきます。議案書は18ページをご覧ください。

整理番号6番は、3月総会においてあっせんの申し出のあった農地を借り受ける案件となっており、4月1日に開催したあっせん会議を経て成立に至ったものとなっております。

以上、整理番号1番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 それでは、私の方から整理番号6番について、ご報告申し上げます。整理番号6番の農地につきまして、広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号、整理番号6番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、整理番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第3号、整理番号6番について、原案のとおり決定いたしました。

7番吉清水秀明委員の入場を許可します。

(7番吉清水秀明委員 入場)

議長 7番吉清水秀明委員にお伝えします。議案第3号、整理番号6番につきましては、挙手全員で決定しました。

続きまして、整理番号8番を審議します。本案件の整理番号8番につきましては、議事参与の制限があります、5番武田美紀委員の退席を求めます。

(5番武田美紀委員 退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、整理番号8番について補足説明させていただきます。議案書は19ページをご覧ください。

整理番号8番は、作業委託していた農地を賃貸借契約を結ぶこととなったものです。

以上、整理番号1番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 それでは、私の方から整理番号8番について、ご報告申し上げます。整理番号8番の農地につきまして、広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号、整理番号8番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、整理番号8番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第3号、整理番号8番について、原案のとおり決定いたしました。

5番武田美紀委員の入場を許可します。

(5番武田美紀委員 入場)

議長 5番武田美紀委員にお伝えします。議案第3号、整理番号8番につきましては、挙手全員で決定しました。

続きまして、整理番号1番から5番、次に7番、次に9番から24番までを一括審議することとします。事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、整理番号1番から5番、7番、9番から24番について補足説明させていただきます。議案書は16ページからご覧ください。

整理番号1番から3番につきましては、更新の案件となっております。
整理番号4番は、自分が役員をしている法人に貸し付ける案件となっております。

整理番号5番は、親子間での使用貸借案件です。

整理番号7番の農地所有者は整理番号6番と同様であります。3月総会においてあっせんの申し出のあった農地を借り受ける案件となっており、整理番号6番と同様4月1日に開催したあっせん会議を経て成立に至ったものとなっております。

整理番号9番は、現在借りている農地の更新に合わせ、隣の農地も新たに借り受けるものです。

整理番号10番は、記録事項調査において、貸付希望と意思表示があった農地を規模拡大の相談をしてきた農業者に貸し付けた案件となっております。

整理番号11、12番は、それぞれ隣の農地を耕作している農業者に貸し付ける案件となっております。

整理番号13番から19番につきましては、農地中間管理機構の利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。

整理番号20番から24番までは、所有権の移転の案件となっております。

整理番号20番は、親族間での売買となっております。

整理番号21番、22番の所有者は親子であり、それぞれが所有している農地の隣を耕作している農業者に対し売り渡すものです。

整理番号23番は、令和2年12月31日に貸借契約が終了した農地を買い受ける案件です。

整理番号24番は、隣を耕作している農業者に売り渡す案件となっております。

以上、整理番号4番、5番並びに7番、9番から24番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告については、新規の案件について井上推進委員にお願いします。尚、再設定の案件については現地調査を省略しております。

井上推進委員

それでは、私の方から整理番号4番、5番及び7番並びに9番から24番について、ご報告申し上げます。

整理番号4番、5番及び7番並びに9番から24番の農地につきまして、いずれの現地も、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ

ます。以上で、議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、整理番号1番から5番、次に7番、9番から24番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号、整理番号1番から5番、7番、9番から24番までについて、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画(案)に対する意見の決定について補足説明いたします。議案書は45ページをご覧ください。

整理番号1及び2番は、基盤法による利用権設定していた農地を、所有者の意向により農地中間管理機構を活用することとなったものです。整理番号1番の権利の設定を受ける者は、紫波町の認定農業者であり、1.3ヘクタールほど耕作しております。

整理番号2番の権利の設定を受ける者は、盛岡市の認定農業者であり、盛岡市内で4.5ヘクタールほど耕作しております。

整理番号3番は、親族間での権利の設定となります

整理番号4番の案件は、あっせん会議を経て貸し付けることが決定した農地のほか、前任の農地コーディネーターが調整を図り成立に至った農地の案件となっております。

なお、整理番号4番の借受者は、農地所有適格法人であり、盛岡広域で70ヘクタールほど耕作しております。

経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

議長 本案件の現地調査報告は、議案第3号で報告済みですので省略します。これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は54ページをご覧ください。

整理番号1番は、5筆のうち4筆は、農地法所定の許可を得ており、また、残る1筆は、農地でなくなってから20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。

整理番号2番は、農地でなくなってから20年以上経過しており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を鈴木推進委員にお願いします。

鈴木推進委員 それでは私の方から議案第5号整理番号1番から2番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、JR小岩井駅より北へ約300メートルのところにあります。

周囲の状況は、三方を宅地に囲まれており、現地は雑種地となっております。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、JR小岩井駅より北へ約1.2キロメートルのところにあります。

周囲の状況は、東側を宅地、残る三方は市道に囲まれており、現地は、既存の母屋の軒下がせり出すとともに、車庫が設置されており、宅地となっております。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第6号 相続税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。
案件は1件です。議案書は58ページをご覧ください。
この制度の適用を受けた相続人は、3年ごとに税務署に継続届出書を提出することになっており、関係法令によって、農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添付することになっております。このため、農業委員会では適用を受けている農地の現況を確認し、証明することになります。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、大森農業委員にお願いします。

大森農業委員 それでは、議案第6号整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の農地は、滝沢市役所から南西へ約300メートルのところにある市街化区域に所在しており、周辺は宅地化が進んだ中であって、以前は畑として利用されていた農地であります。ここ3年は自己保全管理を行っているとのことでした。
対象の農地を確認したところ、荒れている様子は見られず、農地として作付けができるよう適正に管理されているものと見受けられました。
以上、議案第6号整理番号1番についての報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第10、報告第1号、第1回総務小委員会の報告については、総務小委員会 大森副委員長より報告をお願いします。

大森副委員長 総務小委員会副委員長の大森です。
総務小委員会報告につきましては、委員長が議長でありますので、副委員長の私から第1回総務小委員会の結果を報告させていただきます。
第1回総務小委員会は4月12日に齊藤委員長以下5名の委員と事務局職員で「令和3年度農業委員会活動計画」について協議しました。
今年度の計画策定にあたっての留意点として、コロナウイルス感染症の状況によっては、計画の中止、延期、規模縮小する場合があること、総会や現地調査は対応可能な限り感染防止対策を行いながら開催すること、最適化活動や農地パトロール活動などは、できるだけ総会等に合わせて開催し、短時間で終了するように努めること、また小委員会の活動として、後期計画及び研修関係については8月の総務小委員会で、農地パトロール関係については6月下旬の農地小委員会で協議・決定することについて了承されました。
以上、第1回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長 日程第11、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告、及び、
日程第12、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による届出の確認事務報告、及び、
日程第13、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書61ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第11回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年4月23日 午前11時18分

議 長

会議録署名人 6 番委員

会議録署名人 7 番委員

これは原本である。

令和3年4月23日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一